

2. 中間貸借対照表

(単位:百万円)

科目	期別	平成21年度中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	平成20年度末要約貸借対照表 (平成21年3月31日現在)
		金額	金額
(資産の部)			
現金及び預貯金		126,147	222,407
コーポレート金		174,200	171,100
債券貸借取引支払保証金		21,143	14,954
買入金銭債権		277,125	281,371
商品有価証券		129,473	52,597
金銭の信託		16,236	13,265
有価証券		23,703,551	22,667,846
(うち国債)		(9,961,150)	(10,147,344)
(うち地方債)		(331,489)	(343,529)
(うち社債)		(2,432,573)	(2,462,903)
(うち株式)		(3,700,474)	(3,139,601)
(うち外国証券)		(6,906,220)	(6,220,487)
貸付金		3,965,169	4,248,438
保険約款貸付		589,620	604,706
一般貸付		3,375,549	3,643,732
有形固定資産		1,230,424	1,239,487
無形固定資産		107,228	107,423
再保険		84	148
その他の資産		411,287	352,988
繰延税金資産		342,916	640,990
支払承諾見返金		17,209	20,138
貸倒引当金		23,375	10,916
資産の部合計		30,498,821	30,022,243

科目	期別	平成21年度中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	平成20年度末要約貸借対照表 (平成21年3月31日現在)
		金額	金額
(負債の部)			
保険契約準備金		27,694,205	27,527,576
支払準備金		153,758	172,940
責任準備金		27,172,336	27,006,977
社員配当準備金		368,110	347,658
再保険借		473	512
社債債		45,093	49,102
その他の負債		971,204	1,169,969
未払法人税等		313	320
リース債務		115	242
その他の負債		970,776	1,169,407
退職給付引当金		412,008	403,662
役員退職慰労引当金		3,361	3,464
時効保険金等払戻引当金		806	1,000
価格変動準備金		108,453	101,453
再評価に係る繰延税金負債		124,813	125,535
支払承諾		17,209	20,138
負債の部合計		29,377,629	29,402,415
(純資産の部)			
基金償却積立金		100,000	120,000
再評価積立金		320,000	300,000
剰余金		248	248
損失てん補準備金		321,533	309,690
損失てん補準備金		5,600	5,400
その他の剰余金		315,933	304,290
基金償却準備金		100,000	81,300
基金利息積立金		1,263	-
危険準備積立金		43,139	43,139
価格変動積立金		55,000	30,000
社会公共事業助成資金		9	9
保健文化賞資金		18	4
緑の環境デザイン賞資金		55	9
不動産圧縮積立金		16,357	15,961
別途積立金		100	100
中間未処分剰余金		99,989	* 133,766
基金等合計		741,782	729,938
その他の有価証券評価差額金		444,149	47,456
繰延ヘッジ損益		1,369	357
土地再評価差額金		63,370	62,297
評価・換算差額等合計		379,410	110,111
純資産の部合計		1,121,192	619,827
負債及び純資産の部合計		30,498,821	30,022,243

* 平成20年度末要約貸借対照表の中間未処分剰余金は、当期未処分剰余金を示しています。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

平成 2 1 年度中間会計期間末

- 1 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）は、次のとおり評価しております。
 - (1) 売買目的有価証券
時価法（売却原価の算定は移動平均法）
 - (2) 満期保有目的の債券
移動平均法による償却原価法（定額法）
 - (3) 責任準備金対応債券（「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号）に基づく責任準備金対応債券をいう。）
移動平均法による償却原価法（定額法）
 - (4) 子会社株式及び関連会社株式（保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社及び保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式並びに保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 4 項に規定する関連法人等が発行する株式をいう。）
移動平均法による原価法
 - (5) その他有価証券
時価のあるもの
中間会計期間末日の市場価格等（国内株式は中間会計期間末前 1 ヶ月の市場価格の平均）に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）
時価のないもの
 - a 取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）
移動平均法による償却原価法（定額法）
 - b 上記以外の有価証券
移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 3 商品有価証券の評価は、移動平均法による時価法によっております。
- 4 責任準備金対応債券の中間貸借対照表計上額及び時価並びにリスク管理方針の概要は次のとおりであります。
 - (1) 責任準備金対応債券の当中間会計期間末における中間貸借対照表計上額は、5,452,368 百万円、時価は 5,638,727 百万円であります。
 - (2) 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

保険商品の特性に応じて小区分を設定し、リスク管理を適切に行うために、各小区分を踏まえた全体的な資産運用方針と資金配分計画を策定しております。また、責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションが一定幅の中で一致していることを、定期的に検証しております。なお、小区分は次のとおり設定しております。

平成 2 1 年度中間会計期間末

個人保険・個人年金保険

財形保険・財形年金保険

拠出型企業年金保険

ただし、一部保険種類を除く

5 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

6 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価を行った年月日 平成 13 年 3 月 31 日

・同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める公示価格及び第 2 条第 4 号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。

7 (1) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、次の方法により年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

建物（建物附属設備、構築物は除く）

a 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したもの

旧定額法によっております。

b 平成 19 年 4 月 1 日以降に取得したもの

定額法によっております。

建物以外

a 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

b 平成 19 年 4 月 1 日以降に取得したもの

定率法によっております。

なお、有形固定資産（土地、建物及びリース資産を除く）のうち取得価額が 10 万円以上 20 万円未満のものについては、3 年間で均等償却を行っております。

また、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産のうち、従来の償却可能限度額まで償却が到達している有形固定資産については、償却到達年度の翌事業年度より残存簿価を 5 年間で均等償却しております。

(2) リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとした定額法を採用しており、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額は、635,010 百万円であります。

8 外貨建資産及び負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、中間会計期間末日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

9 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保並びに保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対す

平成 21 年度中間会計期間末

る債権については、債権額から担保並びに保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額等に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保並びに保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 4,150 百万円であります。

1 0 平成 12 年 8 月に実施した住宅ローンの証券化等（当中間会計期間末の原債権残高 58,254 百万円）に伴い、当社が保有する受益権（25,431 百万円）については、貸付金として中間貸借対照表に表示しております。なお、貸倒引当金については、現存する原債権残高の総額を対象として算定しております。

1 1 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成 10 年 6 月 16 日企業会計審議会）に従い、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7 年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7 年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

1 2 役員退職慰労引当金は、役員退任慰労金の支給に備えるため、第 105 回定時総代会で決議された役員退任慰労金の打ち切り支給額の将来の支給見込額、及び、第 105 回定時総代会以前に退任している役員に対する将来の役員年金支給見込額を計上しております。

1 3 時効保険金等払戻引当金は、時効処理を行った保険金等について契約者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。

1 4 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき、年間所要相当額を期間按分した額を計上しております。

1 5 リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

1 6 ヘッジ会計の方法は「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 平成 20 年 3 月 10 日）に従い、主に、貸付金の一部、公社債の一部及び借入金・社債の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジ、外貨建貸付金、外貨建定期預金については為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップ、為替予約による振当処理、また外貨建債券の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして通貨オプション、為替予約による時価ヘッジを行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動又は時価変動を比較する比率分析によっております。

1 7 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税のうち、法人税法施行令に定める繰延消費税については、その他資産に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消

平成21年度中間会計期間末

費税以外のものについては、当中間会計期間に費用処理しております。

18 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

- (1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式

平成19年度より平成8年3月以前加入の終身保険のうち、保険料払込満了後契約（一時払契約を含む）を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を追加して積み立てることとし、既に保険料払込満了後となっている契約（一時払契約を含む）については、9年間にわたり段階的に積み立てることとしております。これにより、当中間会計期間に積み立てた額は、45,238百万円であります。

19 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間（5年）に基づく定額法により行っております。

20 当中間会計期間に係る法人税及び住民税、及び法人税等調整額は、当事業年度において予定している剰余金処分による不動産圧縮積立金、不動産圧縮特別勘定積立金、社員配当準備金、基金利息の積立て及び取崩しを前提として、金額を計算しております。

21 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、41,102百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額は5,453百万円、延滞債権額は33,629百万円、3カ月以上延滞債権額は60百万円、貸付条件緩和債権額は1,959百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取り決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

9にあげた取立不能見込額の直接減額により、破綻先債権額は975百万円、延滞債権額は3,175百万円それぞれ減少しております。

22 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、1,247,031百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

23 中間貸借対照表に計上したリース資産の他、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機があります。また、リース契約により使用している重要な無形固定資産はありません。

24 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

平成 2 1 年度中間会計期間末

前事業年度末残高	347,658 百万円
前事業年度剰余金よりの繰入額	64,963 百万円
当中間会計期間社員配当金支払額	49,784 百万円
利息による増加等	5,273 百万円
当中間会計期間末残高	368,110 百万円

- 2 5 基金 20,000 百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第 56 条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。
- 2 6 当社は第 108 回定時総代会で決議された組織変更計画により株式会社に組織変更を行うにあたって、保険業法第 89 条の規定に基づき平成 22 年 3 月 26 日に基金 100,000 百万円（平成 16 年度募集 60,000 百万円のうち未償却分 40,000 百万円及び平成 18 年度募集 60,000 百万円）を全額繰上償却することとしております。なお、基金の繰上償却においては、基金債権者である第一生命第 2 回基金流動化特定目的会社及び第一生命第 3 回基金流動化特定目的会社がそれぞれ特定社債権者集会を開催し、基金債権の期限前償還の同意に関する決議及び裁判所の認可を得る必要がありますが、平成 21 年 8 月 19 日開催の特定社債権者集会において基金債権の期限前償還の同意に関する決議がなされ、それぞれ平成 21 年 9 月 4 日及び平成 21 年 9 月 1 日に東京地方裁判所の認可決定がなされております。
- 2 7 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、6,507 百万円であります。
- 2 8 その他の負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 313,000 百万円が含まれております。
- 2 9 負債の部の社債 45,093 百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された外貨建劣後特約付社債（外貨額 499 百万米ドル）であります。
- 3 0 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当中間会計期間末における当社の今後の負担見積額は、61,746 百万円であります。なお、当該負担金は拠出した中間会計期間の事業費として処理しております。
- 3 1 子会社等の株式等は、220,271 百万円であります。
- 3 2 担保に供している資産の額は、有価証券 443,720 百万円、預貯金 86 百万円であります。また、担保付き債務の額は 427,585 百万円であります。なお、上記には、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券 424,579 百万円及び受入担保金 427,567 百万円をそれぞれ含んでいます。
- 3 3 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の中間貸借対照表価額は、430,720 百万円であります。
- 3 4 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険に付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は 1 百万円であります。また、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は 0 百万円であります。